

第 1 部

本県の男女共同参画の推進状況

県の取組概要

平成 13 年に男女共同参画社会基本法に基づく県の男女共同参画計画を「いしかわ男女共同参画プラン 2001」として策定し、同年、石川県男女共同参画推進条例を制定した。さらに国の第 2 次男女共同参画基本計画が策定されたことなどにより、平成 18 年度には「いしかわ男女共同参画プラン」として計画を改定した。

これまで、本県の男女共同参画社会の形成を一層推進するため、市町や財団法人いしかわ女性基金、男女共同参画推進員等と連携を図りながら、家庭、地域、職場等に対し様々な啓発事業等を積極的に実施してきた。

平成 22 年度は、企業における女性チャレンジ支援事業、配偶者からの暴力被害者への支援事業などを継続して行うとともに、「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施した。さらに改定プランの最終年度となることから、新たに「いしかわ男女共同参画プラン 2011」の策定に取り組んだ。

今年度は新プランに基づき、若者や男性の男女共同参画の理解促進を目的とした事業や、女性が能力を十分に発揮できる環境整備の施策を検討する基礎資料とするため、「企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査」を実施した。

また、男女共同参画の取組を効果的に進めていくためには、住民の最も身近な行政機関である市町の取組が極めて重要であることから、県では従前から市町の男女共同参画の取組が進むよう情報提供を行うとともに、計画策定や条例制定に取り組む市町への助言等の支援を実施してきた。

1 石川県男女共同参画推進条例(平成13年10月12日公布・施行)の概要

男女共同参画社会を実現するためには、県民一体となって取り組むことが重要であることから、基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めた条例を制定した。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣習についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自らの決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

責務

県

- ・男女共同参画推進施策の総合的な策定・実施
- ・国、市町、県民、事業者と連携した取組の実施

県民

- ・職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ・県が実施する施策への協力

事業者

- ・男女共同参画に沿った事業活動の推進
- ・職業生活と家庭生活等が両立できる職場環境の整備
- ・県が実施する施策への協力

施策の基本となる事項

- ・男女共同参画計画の策定
- ・県民及び事業者の理解促進
- ・男女共同参画推進員の設置
- ・調査研究の実施
- ・事業者からの報告徴収

- ・男女共同参画苦情処理機関の設置
- ・市町への情報提供等の支援
- ・年次報告の作成、公表
- ・推進体制の整備
- ・男女共同参画審議会の設置



男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

2 「いしかわ男女共同参画プラン2011」(平成23年3月30日策定)の概要

暮らしやすさが実感できる石川県を築くためには、男性も女性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要である。

このため、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画を平成13年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2001」として策定、平成19年3月「いしかわ男女共同参画プラン」として改定し、平成22年度に計画期間の最終年度を迎えたことから、社会情勢の変化やこれまでの取組の成果と課題の検証を踏まえ、新たなプランを「いしかわ男女共同参画プラン2011」として平成23年3月に策定した。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自らの決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

基本的視点

- ① 男女共同参画の理解促進
- ② 女性が社会のあらゆる分野の意思決定過程に参画し自立的な力をもつこと（女性のエンパワーメント）の促進
- ③ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進
- ④ 人権が尊重される社会の形成

基本目標

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- III 職場・家庭・地域において男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現
- IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成
- V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

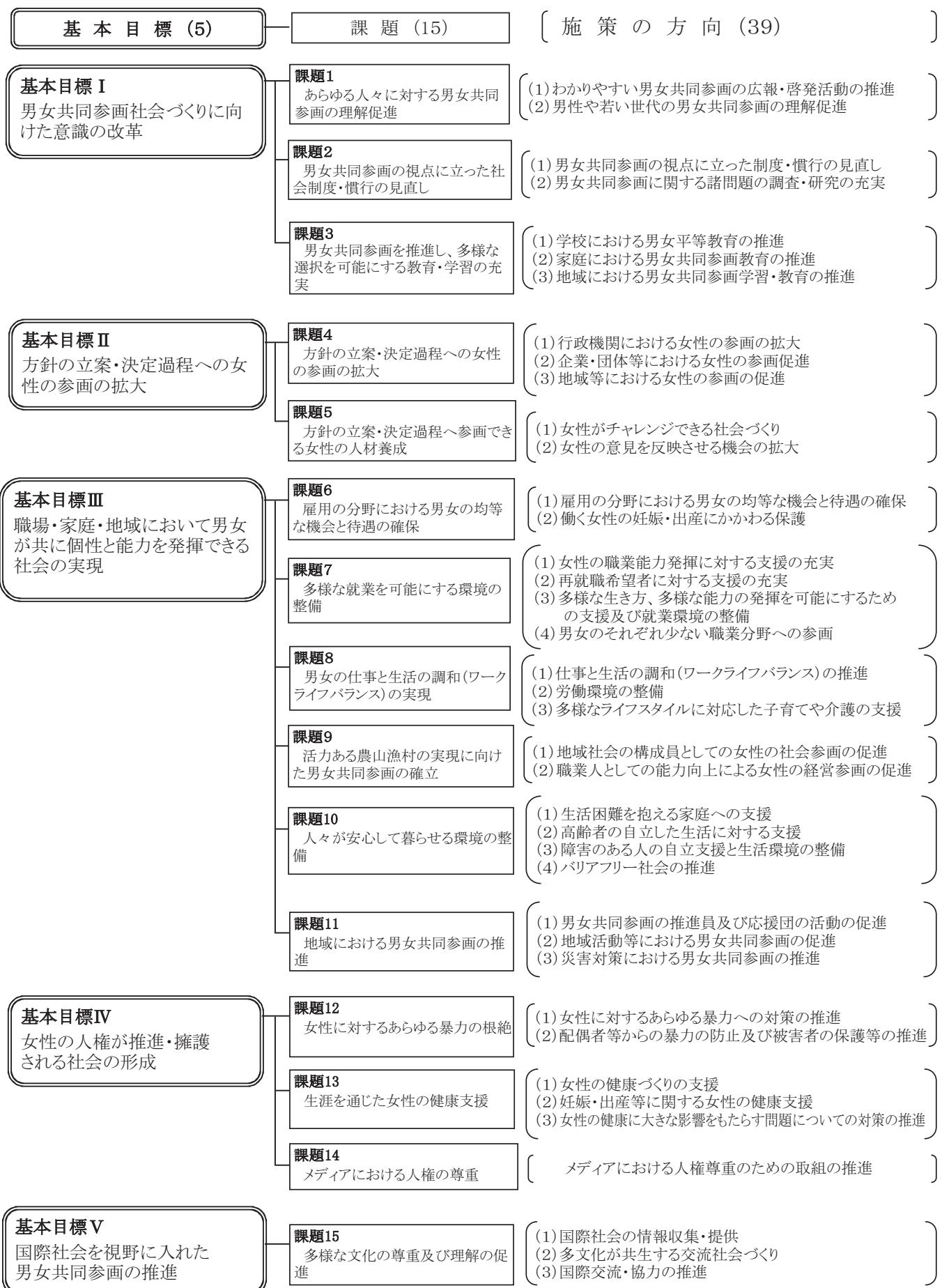
プランの期間

平成23年度から平成32年度まで

数値目標

基本目標	項目	数値(目標年度)	現状(年度)	備 考
I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度	100% (H27)	34.8% (H22)	
	「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (H27)	67.5% (H22)	
II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	県の審議会等における女性委員の割合	50% (H32)	31.6% (H23)	現状は6/1現在
	自治会長に占める女性の割合	10% (H27)	1.9% (H23)	
III 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現	一般事業主行動計画策定企業 (従業員50~99人)	100% (H26)	15.4% (H21)	いしかわエンゼルプラン2010の目標値
	ワークライフバランスの認知度	60% (H25)	30.8% (H20)	
	男性の育児休業取得率	10% (H29)	0.7% (H20)	
	県職員の男性の育児休業及び育児参加休暇の取得率	70% (H26)	30.9% (H22)	石川県特定事業主行動計画の目標値
	マイ保育園登録制度	全市町 (H26)	18市町 (H21)	いしかわエンゼルプラン2010の目標値
	地域子育て支援拠点	118箇所 (H26)	107箇所 (H21)	
	ファミリー・サポート・センター	全市町 (H26)	9市町 (H21)	
	休日保育	46箇所 (H26)	33箇所 (H21)	
	病児・病後児保育(病児・病後児対応型)	38箇所 (H26)	22箇所 (H21)	
	放課後児童クラブ	265クラブ (H26)	234クラブ (H21)	
IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	農山漁村における女性起業者数	191経営体 (H27)	152経営体 (H22)	男女共同参画i&i (あいあい)プランの目標項目
	家族経営協定締結数	278戸 (H27)	197件 (H22)	
	女性認定農業者数	127経営体 (H27)	89経営体 (H22)	
	JA女性理事数	各JAで 2人以上 (H27)	5人 (H22)	
	女性農業委員の割合	10% (H27)	4.1% (H22)	
	高齢者人口10万人当たりの訪問介護及び通所介護の事業所数	200箇所 (H27)	184箇所 (H22)	石川県新長期構想の目標値 現状は10/1現在
	特別養護老人ホームの定員	6,238床 (H23)	6,167床 (H23)	石川県長寿社会プラン2009の目標値 (現状は12/1現在)
	介護老人保健施設の定員	4,699床 (H23)	3,892床 (H23)	
	認知症高齢者グループホームの定員	2,644床 (H23)	2,545床 (H23)	

「いしかわ男女共同参画プラン2011」の体系図（基本目標・課題・施策の方向）



3 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画（平成17年10月21日策定）の概要

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。また、配偶者からの暴力の被害者は、女性の場合が多く、経済的自立が困難な女性に対して暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっている。

このため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を勘案し、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本的な取組の方向と具体的施策を示す計画を策定した。

基本理念（目指す社会）

男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らせることが可能な社会の実現は、県民の願いであり、暴力を受けた場合でも、被害者が適切な保護や支援を受けることができ、自立して暮らしていく社会であることが必要です。

この基本計画では、関係機関、関係団体、県民と協力して「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指します。

基本的視点

- ① 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- ② 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること。
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護は国及び地方公共団体の責務であること。

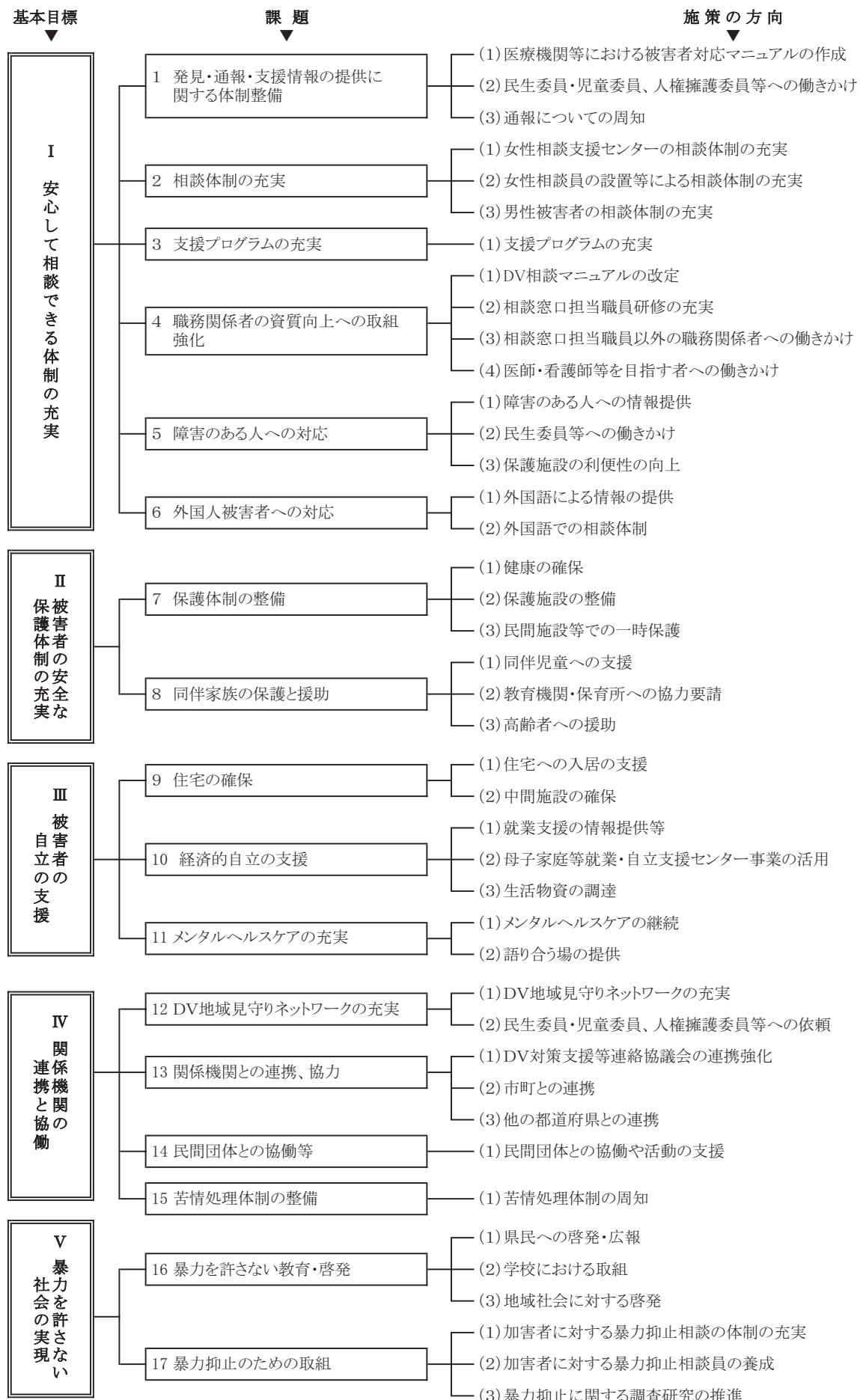
基本目標

- I 安心して相談できる体制の充実
- II 被害者の安全な保護体制の充実
- III 被害者の自立の支援
- IV 関係機関の連携と協働
- V 暴力を許さない社会の実現

プランの期間

平成17年（2005）年度から（必要に応じ見直す。）

配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画



4 データで見る男女共同参画の状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

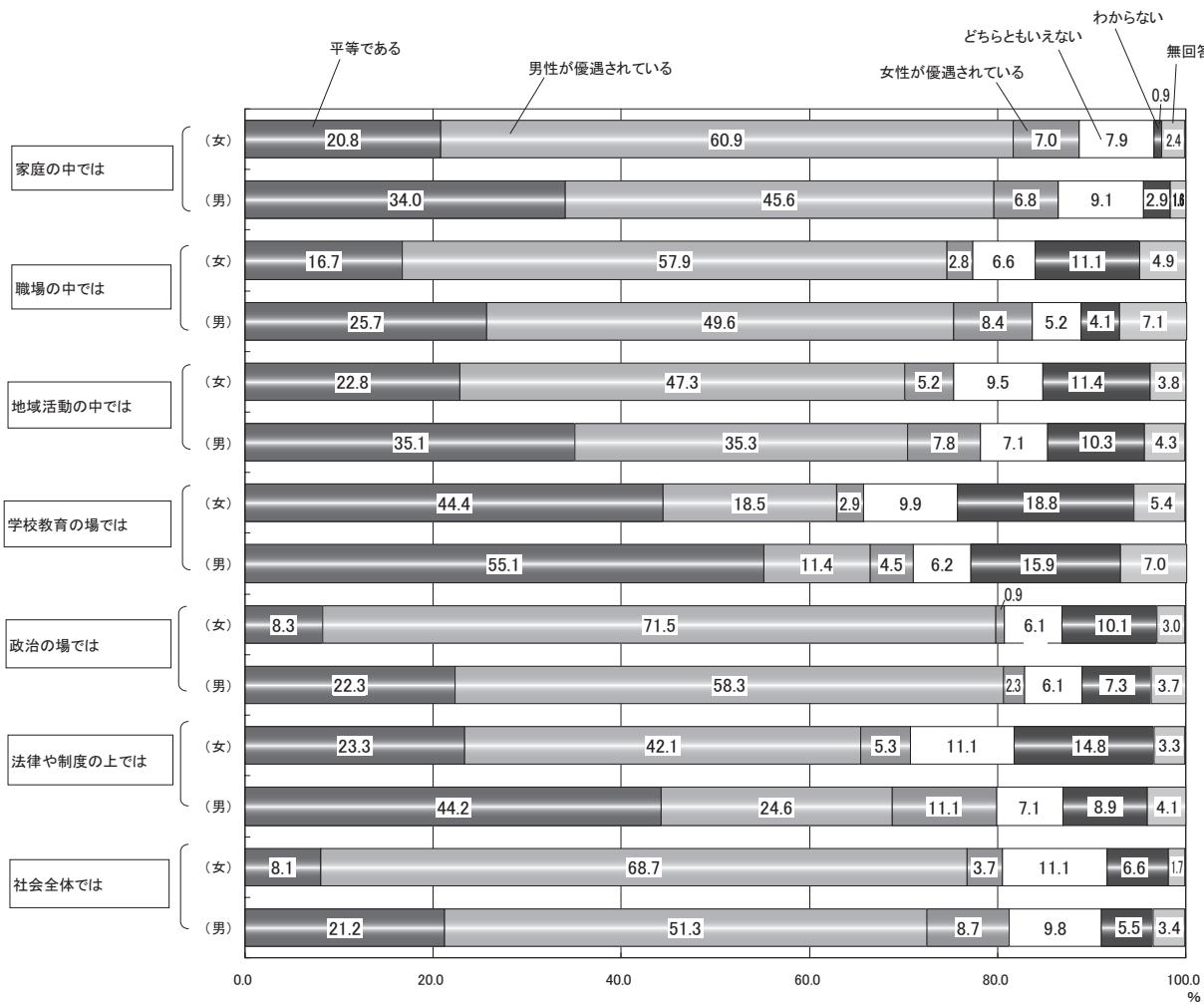
男女共同参画社会は、男女が対等な社会の構成員として、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会である。本県では、県民の人権についての認識度は高まりつつあるものの、一方では性別による固定的な役割分担意識などが残っており、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていく必要がある。

1 男女の地位の平等感

(分野別)

平成22年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、男女の地位が「平等である」と考える人は、男女とも「学校教育の場」で最も多く、「社会全体」で最も少なくなっている。

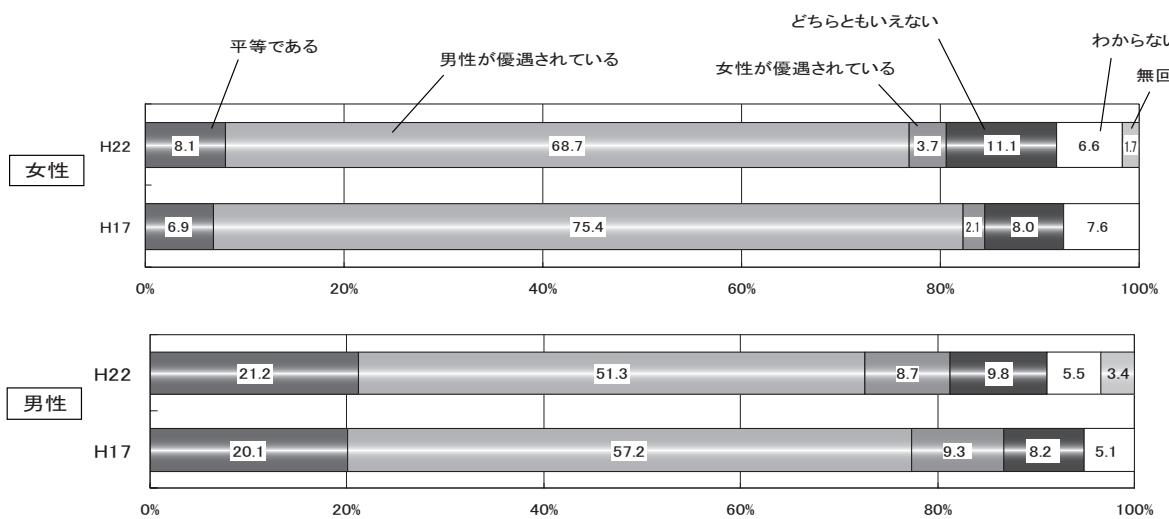
すべての分野で「男性が優遇されている」と考える人が「女性が優遇されている」と考える人より多い。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

(経年比較)

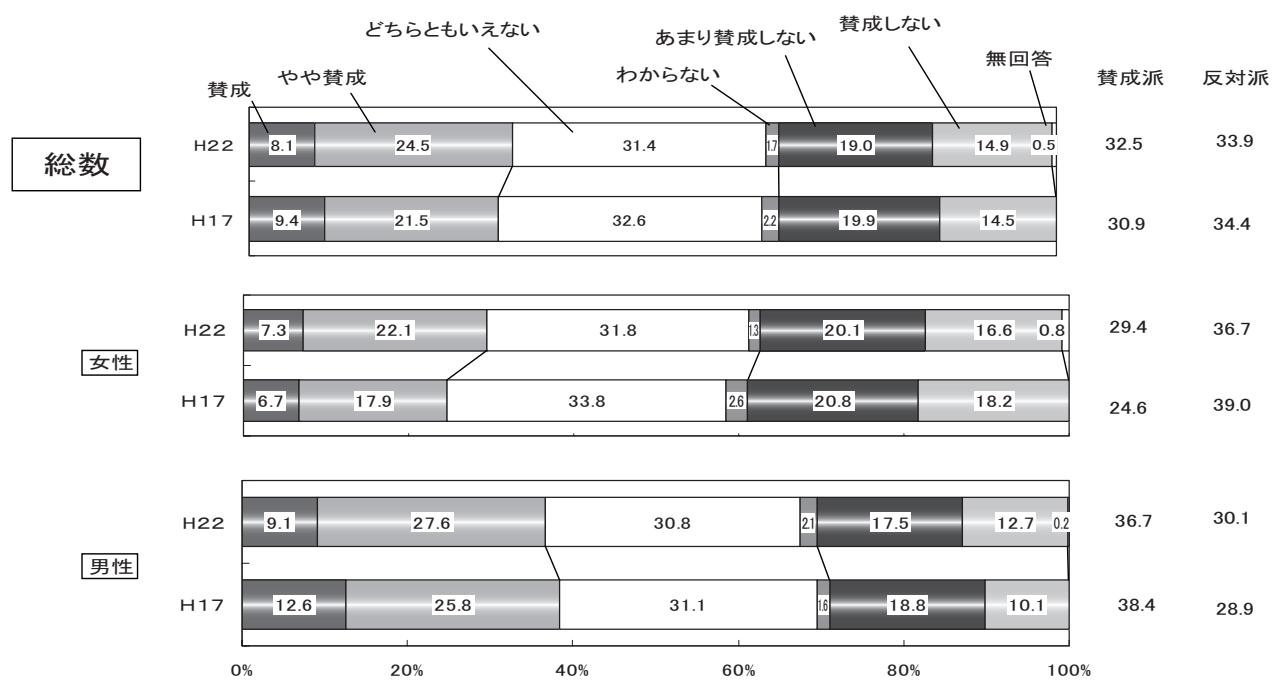
「社会全体」で男女の地位が「平等である」と考える人の割合は男女ともに増加傾向にあるものの、平成17年度と平成22年度の調査を比較した場合、あまり変化は見られない。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画課)

2 「男は仕事、女は家庭」についての考え方（経年比較）

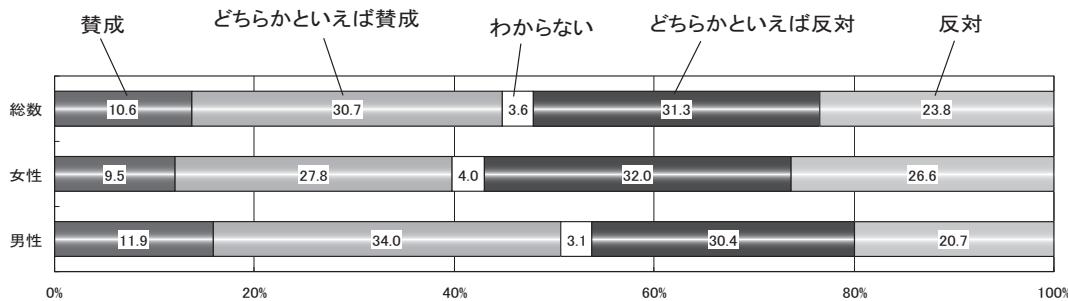
女性は反対派（「賛成しない」と「あまり賛成しない」を合計したもの）が賛成派（「賛成」と「やや賛成」を合計したもの）を上回っているが、男性は賛成派が反対派を上回っている。全体では反対派が賛成派を上回っている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画課)

(参考) 「男女共同参画社会に関する意識調査」(内閣府:平成21年度)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方方に

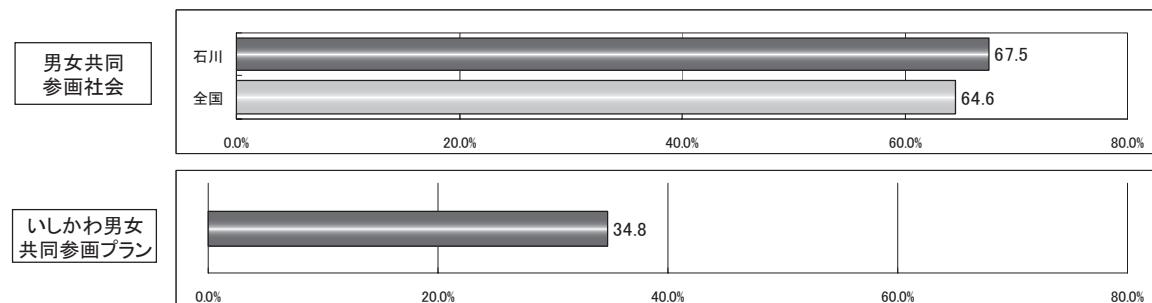


資料: 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(平成21年)

3 「男女共同参画社会」という用語と「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度

「男女共同参画社会」という用語の周知度（「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが内容までは知らない」を合計したもの）は67.5%となっており、全国の64.6%をやや上回っている。

また「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度は34.8%となっている。

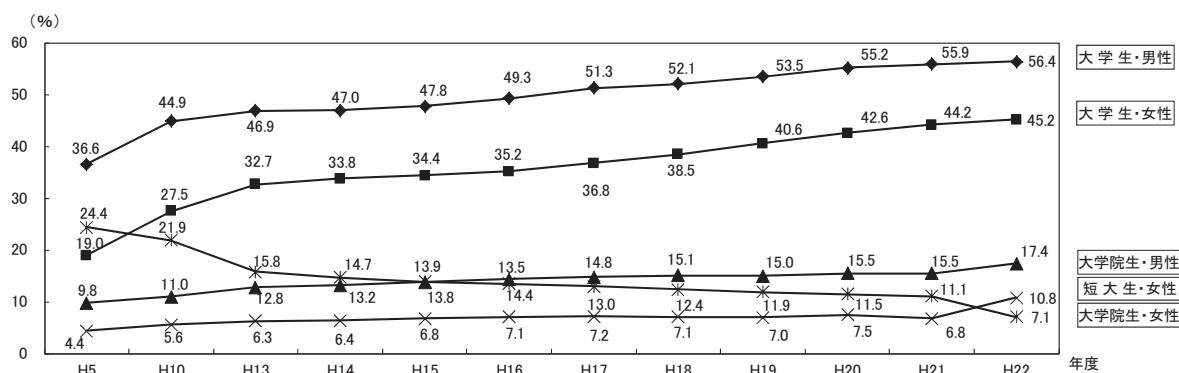


資料: 石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成22年)」(男女共同参画課)
内閣府「男女共同参画に関する世論調査(平成21年)」

4 大学進学率の推移

女性の大学(学部)への進学率は毎年伸び続けており、平成22年度では45.2%であった。短期大学への進学率10.8%を合わせると女子の大学進学率は56.4%と、平成18年度より50%を超える女性の自己表現への意欲は高まって来ていると言える。

大学等進学率の推移(全国)



資料: 内閣府 平成23年版男女共同参画白書
(文部科学省「学校基本調査」より作成)

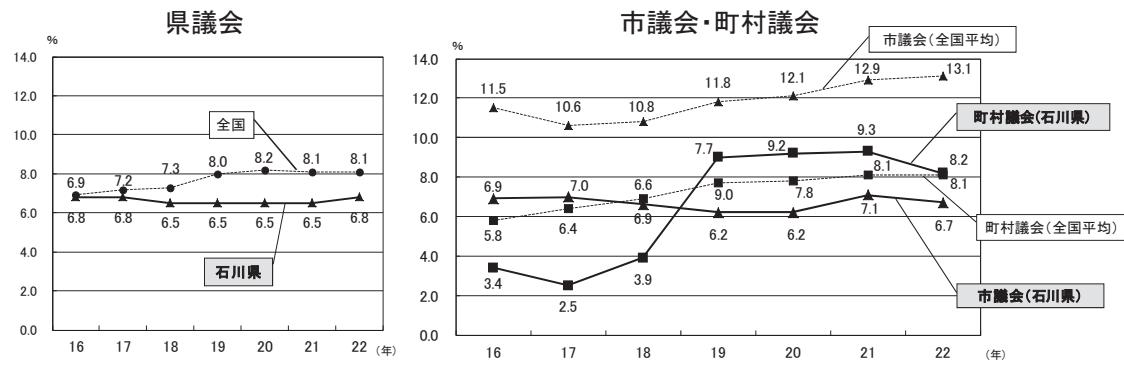
基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

女性が社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、暮らしやすさが実感できる社会づくりに資するものと期待される。

現在、方針の立案及び決定過程への女性の参画は徐々にではあるが増えつつあることから、この流れをさらに確実なものにしていくために、女性がチャレンジできる社会づくりを推進するとともに、企業や団体、地域等のトップ層に対する意識啓発を図っていくことが重要である。

1 議会の女性議員の割合

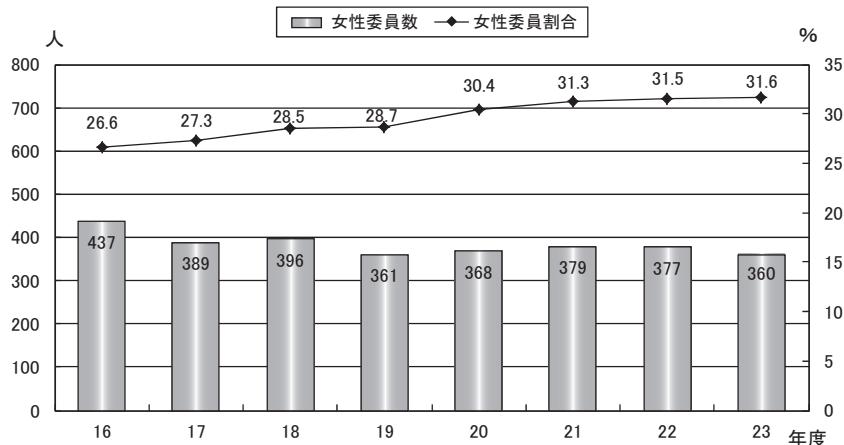
本県の女性議員の割合は、県・市は全国平均を下回っているが、町議会については、平成19年から全国平均を上回り、平成22年は全国平均8.1%に対し8.2%となっている。



資料：総務省調べ（各年12月31日現在）

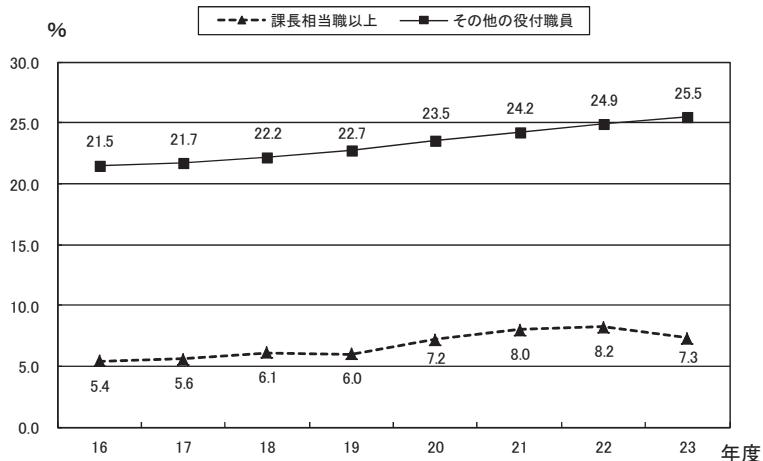
2 石川県各種審議会等への女性の登用状況

県の審議会等における女性委員の割合は年々増加し、平成23年6月現在では31.6%（360人）となっている。また女性委員のいない審議会は平成21年度で「0」となっている。



3 県職員の役付・管理職に占める女性の割合

県庁の知事部局では「課長相当職以上」及び将来の管理職につながる「その他の役付職員」（係長～課長補佐）の中で、女性職員が占める割合は平成23年度では「課長相当職以上」で前年度と比べ0.9ポイント減少しているが、全体では徐々にではあるが上昇傾向にある。



資料：人事課

4 人間開発に関する指標の国際比較

国際的に見た場合、我が国の方針の立案及び決定過程への女性の参画は遅れている。例えば、日本は平均寿命・教育水準・国民所得で測る人間開発指数（HDI）で見れば世界169か国中第11位、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを表すジェンダー不平等指数（GII）では、138か国中第12位となっている。

一方で、男女間の格差を数値化し、ランク付けしたものであるジェンダー・ギャップ指数（GGI）は134か国中94位であり、我が国は女性が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会が不十分であることが分かる。

HDI(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.938
2	オーストリア	0.937
3	ニュージーランド	0.907
4	米国	0.902
5	アイルランド	0.895
6	リヒテンシュタイン	0.891
7	オランダ	0.890
8	カナダ	0.888
9	スウェーデン	0.885
10	ドイツ	0.885
11	日本	0.884
12	韓国	0.877
13	スイス	0.874
14	フランス	0.872
15	イスラエル	0.872

HDIとは、国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。

具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国内総所得（GNI）を用いて算出している。

表は169ヶ国中の順位である。

GII(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GII値
1	オランダ	0.174
2	デンマーク	0.209
3	スウェーデン	0.212
4	イスラエル	0.228
5	ノルウェー	0.234
6	ベルギー	0.236
7	ドイツ	0.240
8	フィンランド	0.248
9	イタリア	0.251
10	シンガポール	0.255
11	フランス	0.260
12	日本	0.273
13	アイスランド	0.279
14	スペイン	0.280
15	キプロス共和国	0.284

GIIとは、国連開発計画(UNDP)による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。3側面5指標から構成されている。

「保健分野」・妊娠婦死亡率・15～19歳の女性1,000人当たりの出生率
「エンパワーメント」・国会議員女性割合・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)
「労働市場」・労働力率(男女別)
表は138か国中の順位である。

GGI(ジェンダーギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.850
2	ノルウェー	0.840
3	フィンランド	0.826
4	スウェーデン	0.802
5	ニュージーランド	0.781
6	アイルランド	0.777
7	デンマーク	0.772
8	レソト	0.768
9	フィリピン	0.765
10	スイス	0.756
?		
92	ジンバブエ	0.657
93	ベリーズ	0.654
94	日本	0.567
95	モーリシャス	0.652
96	ケニア	0.650

GGIとは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

表は134か国中の順位である。

資料：国連開発計画「人間開発報告書」(2010年)、世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report」(2010年)

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

家庭における家事、育児、介護の役割の多くは女性が担っており、職業生活との両立が難しい現状があり、その労働に対する適正な評価がなされる社会の形成が求められている。

男女それぞれが希望する職業生活と家庭生活・地域生活のバランスを実現できるよう、職場環境や生活環境の整備を図る必要がある。

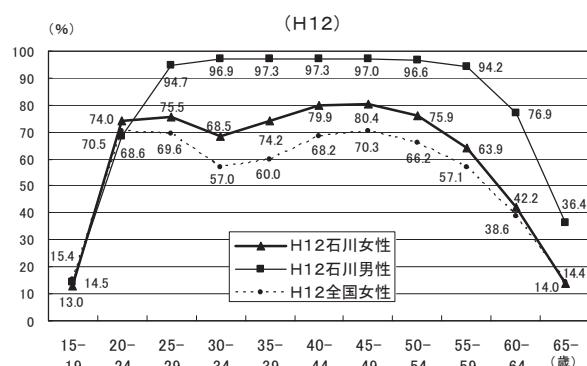
男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるようになるためには、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく男女が地域社会のさまざまな組織の運営等に積極的に参画することが重要である。

また、すべての人が安全で安心して暮らせる地域社会を形成するために、その地域に暮らす人々が、男女の別のみならず、年齢、障害の有無、国籍等にかかわりなく地域に参画できる条件整備を進める必要がある。

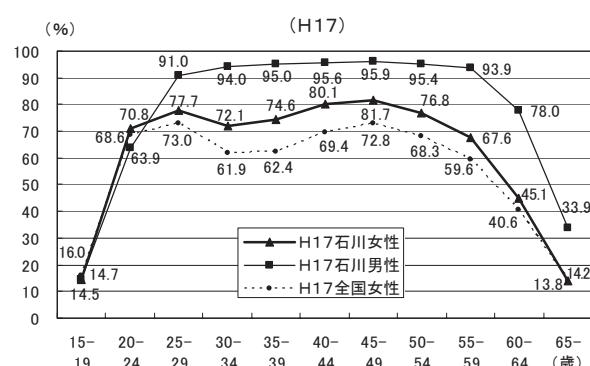
1 女性の就業

年齢階級別労働率は、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いている。女性は30歳代を底とするいわゆるM字カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多い。石川県の女性は全国に比べてM字のくぼみは小さい。

年齢階級別労働率

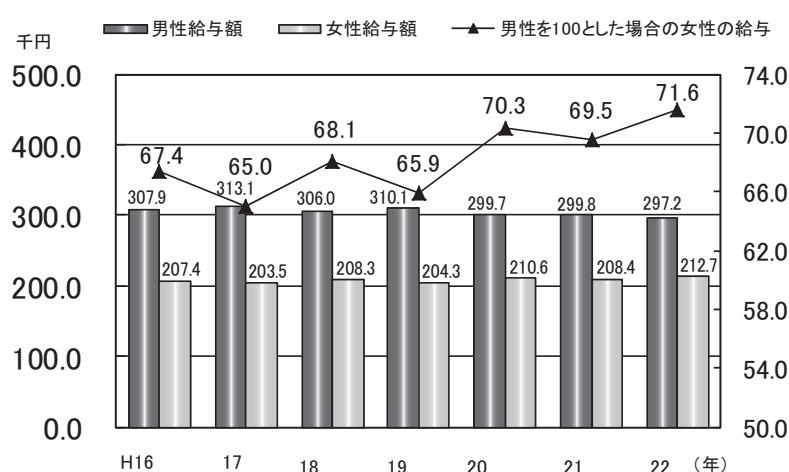


資料：「国勢調査（平成12年）」（総務省）



資料：「国勢調査（平成17年）」（総務省）

男女の給与格差(石川)

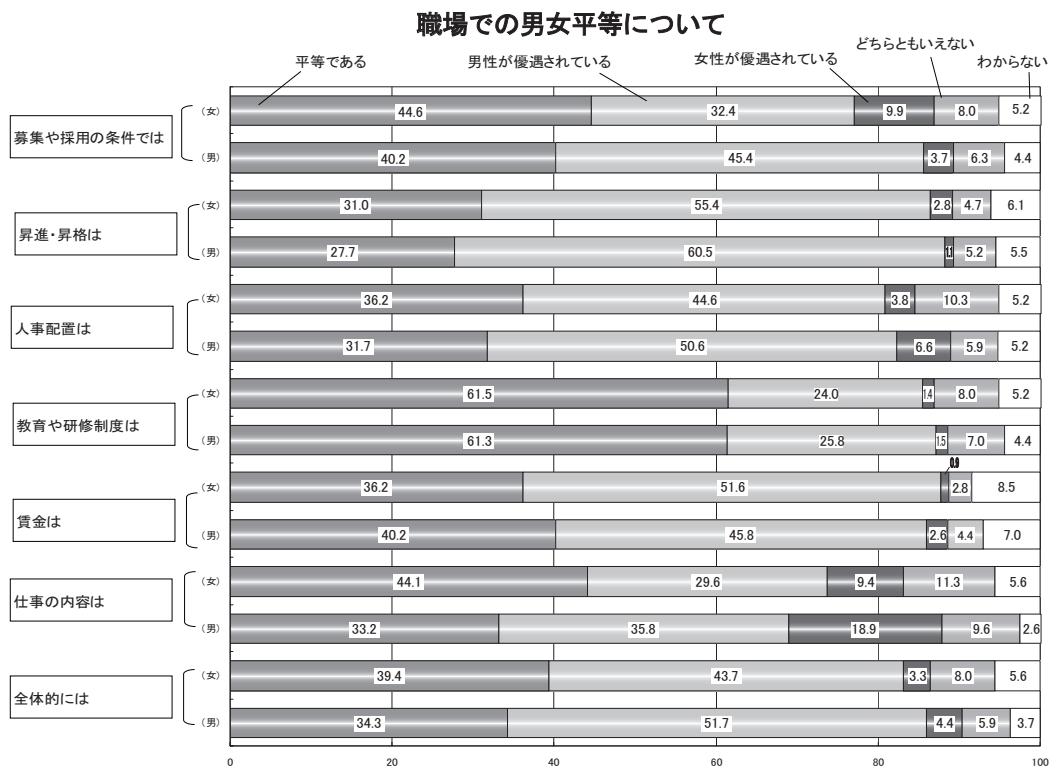


資料：「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）から算出

(1) 職場における平等感

男女共同参画に関する県民意識調査によると、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは「教育や研修制度」（女性：61.5%、男性：61.3%）となっている。

一方、最も少ないのは「昇進・昇格」（女性：31.0%、男性：27.7%）となっている。

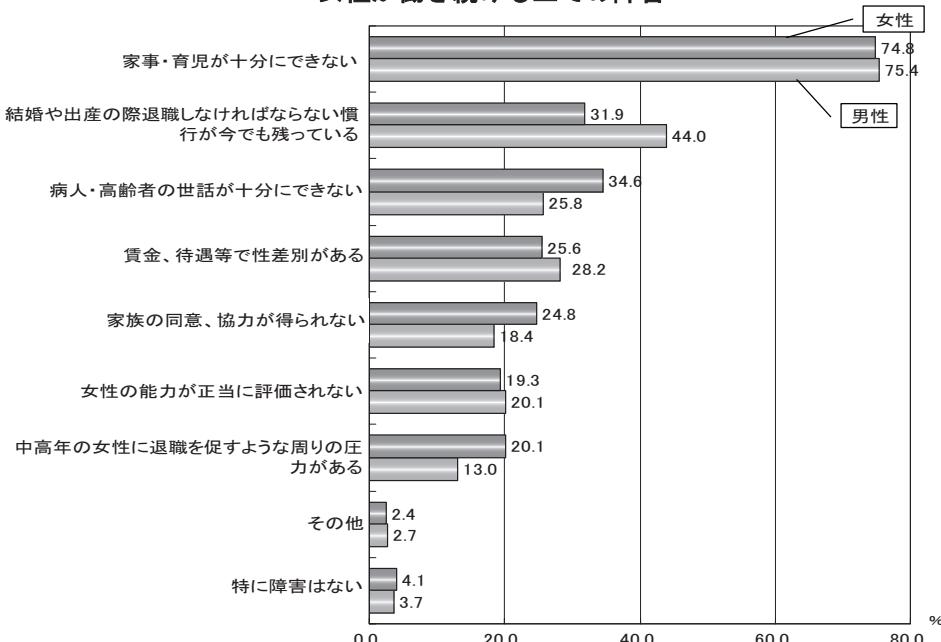


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

(2) 女性が働き続ける上での障害

女性が働き続ける上で障害となっているものとして、男女とも「家事・育児が十分にできない」が最も多く、次いで女性は「病人・高齢者の世話が十分にできない」、男性は「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っている」が多くなっている。

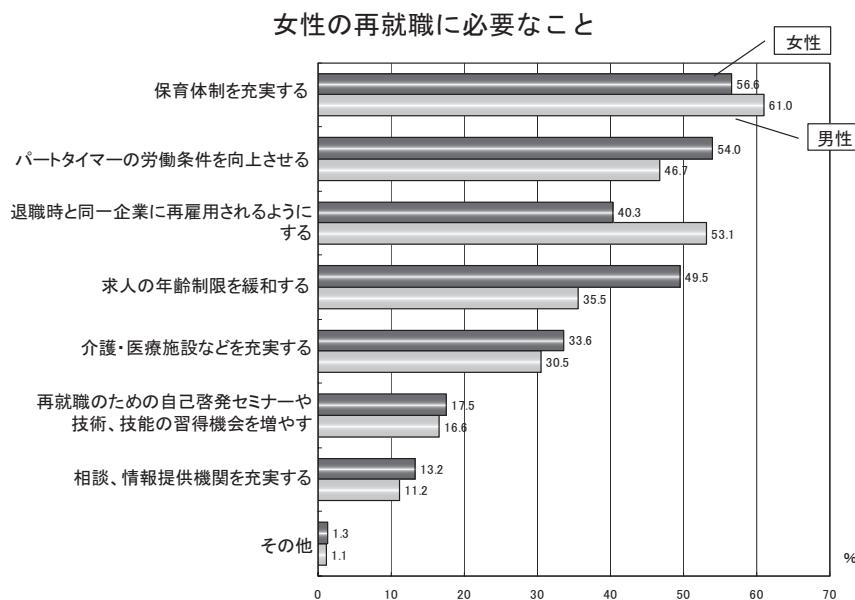
女性が働き続ける上での障害



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

(3) 女性の再就職に必要なこと

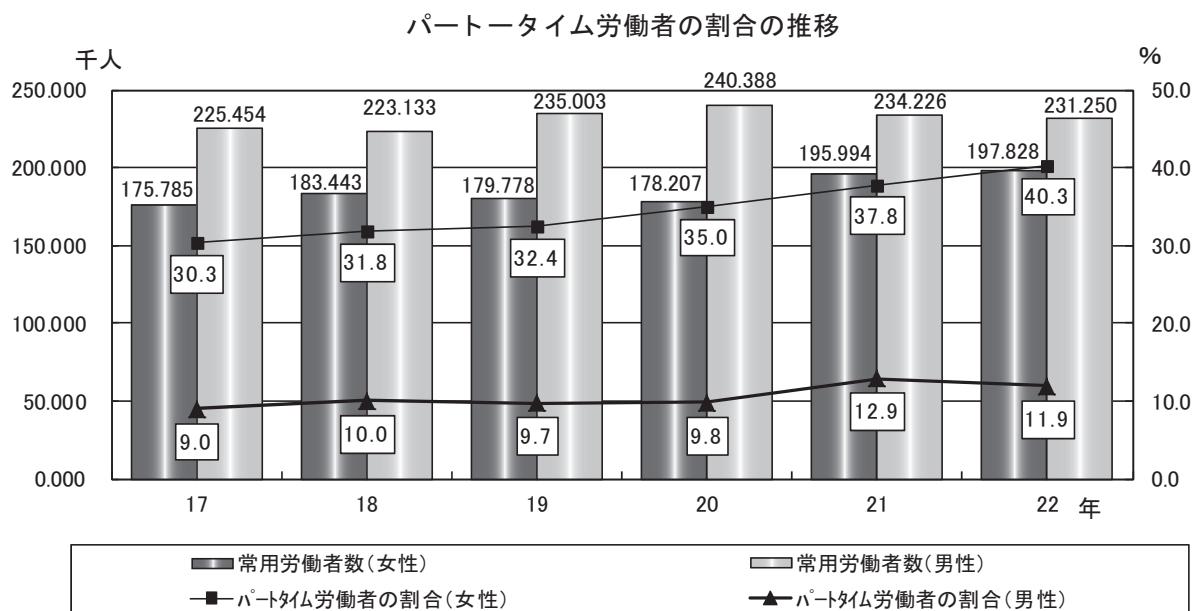
女性の再就職に必要となっているものとして、男女とも「保育体制を充実する」が最も多く、次いで女性は「パートタイマーの労働条件を向上させる」、男性は「退職時と同一企業に再雇用されるようにする」が多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成22年度)」(男女共同参画課)

2 女性パートタイム労働者の割合の推移

女性の常用労働者数は、平成21年に19万人を超え、平成22年平均では19万7千人超となつたが、そのうちパートタイム労働者の割合は、平成22年の平均で40%を超えて、男性と比較して高い割合で推移している。



資料：「毎月勤務統計調査年報」(石川県統計情報室)

常用労働者：期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。

日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

パートタイム労働者：常用労働者のうち、

1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

3 農林漁業における女性の参画状況

農林漁業における方針決定の場への女性の参画は、まだ少ないものの、積極的な取組が行われており、徐々にではあるが増加している。

また、総合農協(※)の正組合員数でみると、組合員総数は減少傾向にある中で、女性の組合員は増えている。

農林漁業分野の女性の参画

(単位:戸、人)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
家族経営協定締結数	120	142	149	165	181	189	197
起業者	69	73	75	152	155	154	152
認定農業者	14	27	60	74	85	86	89
漁業士	5	5	5	6	8	9	9
農業委員	8	8	8	10	13	13	16

(各年度3月31日現在 農業政策課調べ)

総合農協の女性役員等の推移

(注)女性の人数/全体

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
役員	4/514	5/502	3/490	3/400	3/388	4/383	4/385
正組合員	8,201/ 68,421	8,646/ 68,381	8,750/ 67,249	8,877/ 66,547	8,939/ 65,651	9,140/ 64,834	9,533/ 64,470

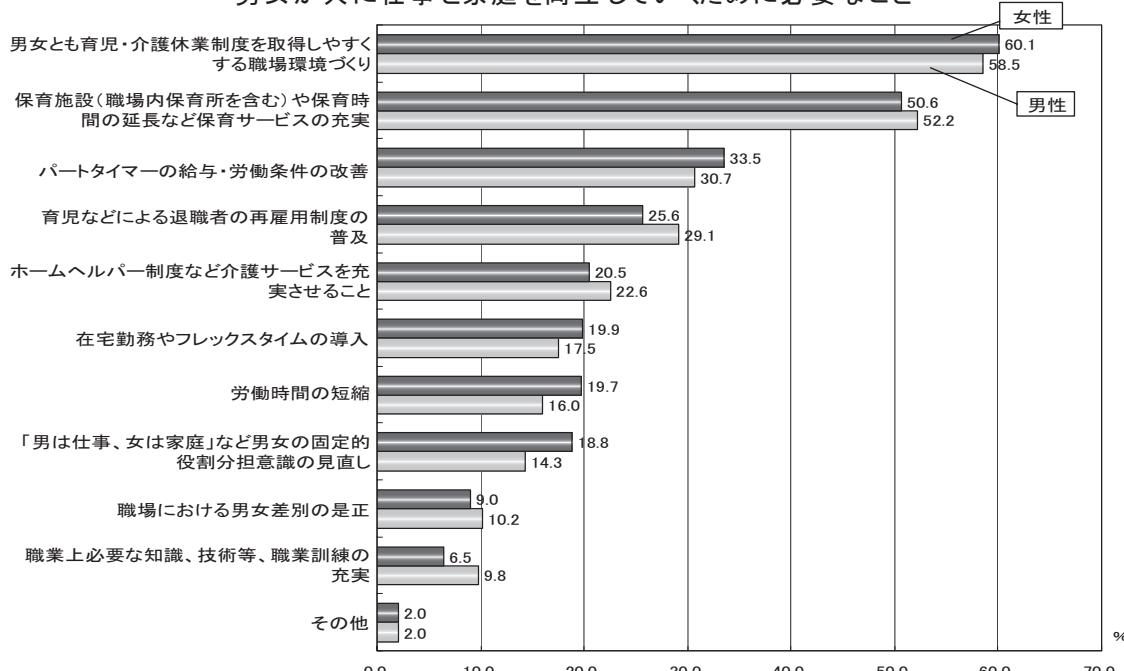
(各年度3月31日現在 農業政策課調べ)

※総合農協:農産物の集荷・販売、資材購入、共同利用、営農指導、信用、共済など広範な事業を総合的に行う農協である。

4 仕事と生活の調和

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこととして、男女とも「男女とも育児・介護休業を取得しやすくする職場環境づくり」が最も多く、次いで「保育施設(職場内保育所を含む)や保育時間の延長など保育サービスの充実」となっている。

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成22年度)」(男女共同参画課)

育児・介護休業の取得状況等

育児・介護休業の取得状況（石川県）

区分	年度		16	17	18	19	20	21	22
	女性	取得者（人）	265/346	315/421	420/489	364/453	443/497	438/482	525/603
育児休業	取得率（%）	76.6	74.8	85.9	80.4	89.1	90.9	87.1	
	男性	0/975	0/978	19/1,398	11/1,287	6/1,159	8/1,127	4/1,103	
介護休業	女性	取得者（人）	6	17	25	17	27	23	17
	男性	取得者（人）	7	6	12	7	9	4	6

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

※常用労働者10人以上を雇用する県内1,400事務所を対象に調査。回収率50%程度

※「育児休業取得者数」は、「育児休業を開始した人数/出産又は配偶者が出産した人数」を示す。

勤務時間短縮等の措置状況（石川県）

※（ ）内は事業所数

	制度なし	制度あり	3歳まで	小学校入学まで	小学校3年生まで	小学校卒業まで	小学校卒業後も利用可
			3歳まで	小学校入学まで	小学校3年生まで	小学校卒業まで	小学校卒業後も利用可
短時間勤務制度	43.1% (304)	56.9% (401)	39.3% (277)	13.2% (93)	2.1% (15)	1.1% (8)	1.1% (8)
所定外労働の免除	47.0% (331)	53.0% (373)	26.1% (184)	23.0% (162)	0.9% (6)	1.6% (11)	1.4% (10)

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

事業所における育児休業及び勤務時間短縮等以外の措置状況（石川県）

※（ ）内は事業所数

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
フレックスタイム	4.2% (27)	4.2% (29)	5.9% (37)	4.9% (32)	5.1% (34)	6.1% (43)
始業・終業時刻の繰下げ、繰上げ	21.2% (135)	20.6% (141)	24.0% (151)	26.0% (171)	27.4% (183)	31.6% (223)
託児施設の設置運営	1.6% (10)	1.2% (8)	1.0% (6)	1.7% (11)	1.6% (11)	1.1% (8)
育児休業に準ずる措置	-	-	-	-	-	23.5% (166)

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

事業所における介護休業以外の措置状況（石川県）

※（ ）内は事業所数

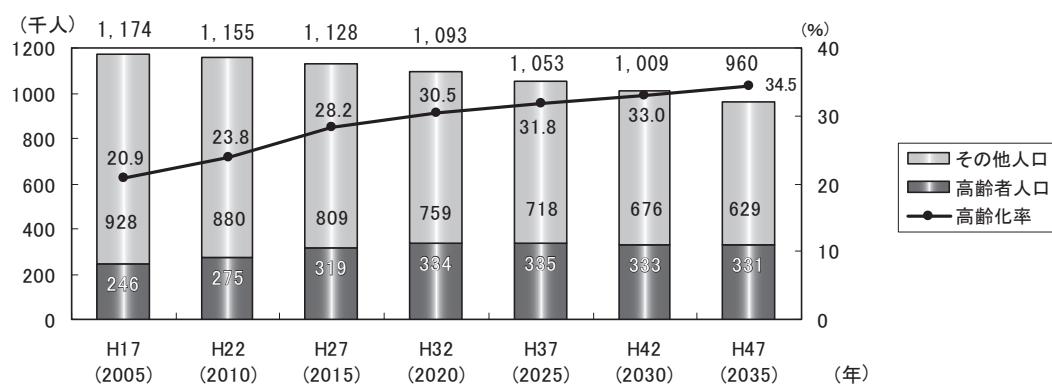
区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1日の所定労働時間の短縮	40.6% (259)	43.6% (298)	44.3% (278)	48.2% (317)	50.2% (336)	52.2% (368)
週又は月の所定労働時間の短縮	6.1% (39)	7.2% (49)	8.3% (52)	10.7% (70)	10.9% (73)	12.1% (85)
週又は月の所定労働日数の短縮	3.0% (19)	3.5% (24)	3.3% (21)	5.3% (35)	3.9% (26)	3.7% (26)
個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める	10.5% (67)	12.0% (82)	10.8% (68)	12.5% (82)	11.8% (79)	9.6% (68)
フレックスタイム	4.2% (27)	3.4% (23)	5.9% (37)	4.3% (28)	5.1% (34)	6.1% (43)
始業・終業時刻の繰下げ、繰上げ	21.5% (137)	20.9% (143)	23.2% (146)	24.8% (163)	26.8% (179)	25.8% (182)
介護サービス費用の助成	2.2% (14)	1.6% (11)	1.4% (9)	2.4% (16)	1.9% (13)	1.1% (8)

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

5 高齢社会の到来

本県の65歳以上の高齢者人口は、平成32年には33万人に達し、本県人口のほぼ3割になると推計されている。また、高齢者人口の多くを女性が占めることから、高齢者問題の解決が女性問題の解決にもつながる。

石川県の高齢者人口の推移・将来推計（国立社会保障・人口問題研究所 H19年5月推計）



基本目標IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっている。こうした問題は、人権意識の高まりの中で顕在化しつつあるが、社会の理解は未だに不十分である。女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、男女がおかかれている状況等に根ざした構造的問題であると認識し、その根絶に向けた取組や被害女性への支援の充実を図る必要がある。さらに、女性には男性と異なる健康上配慮すべき面があるため、生涯を通じた健康の支援も必要である。

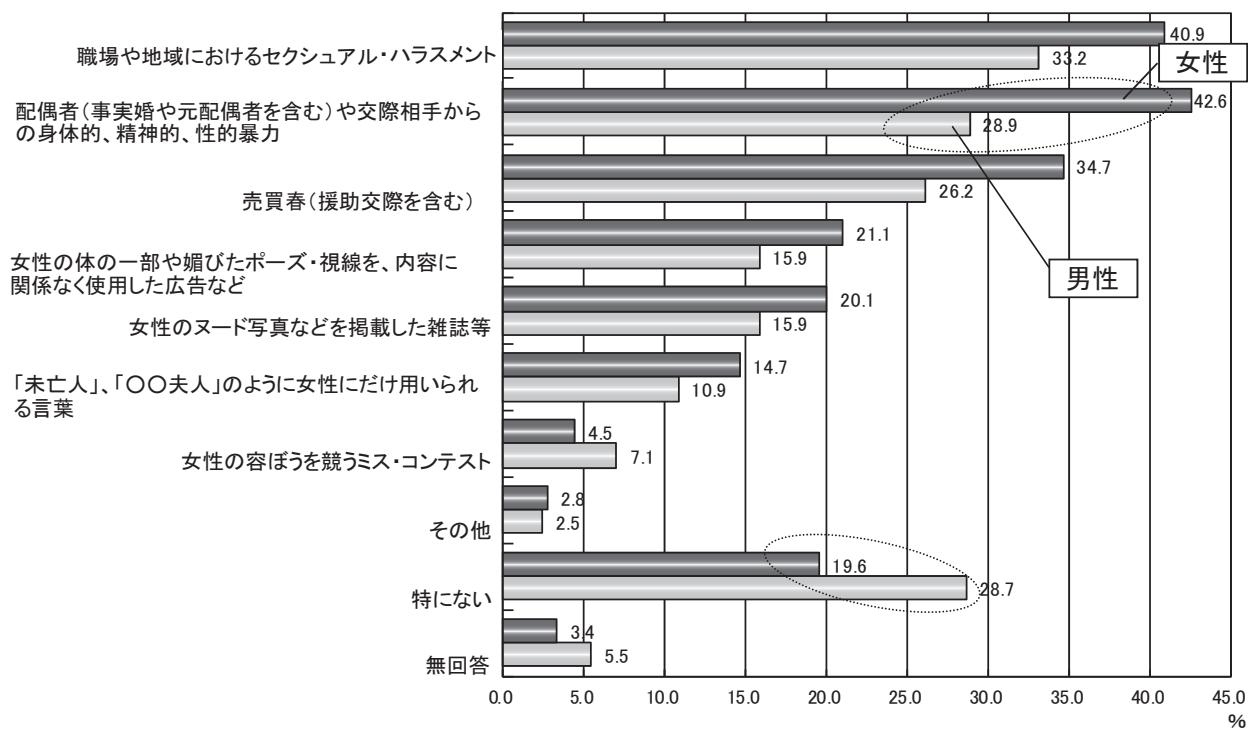
1 女性の人権に関する意識

「女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。」という問い合わせに対しては、女性では「配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手からの身体的・精神的・性的暴力」が最も多く、男性では「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」が最も多い。

男女で比較するとほとんどの項目で女性の比率が男性の比率を上回っており、差が最も大きいのは「配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手からの身体的・精神的・性的暴力」である。

また、「特になし」という回答も男女の差が大きい。

女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。（複数回答）



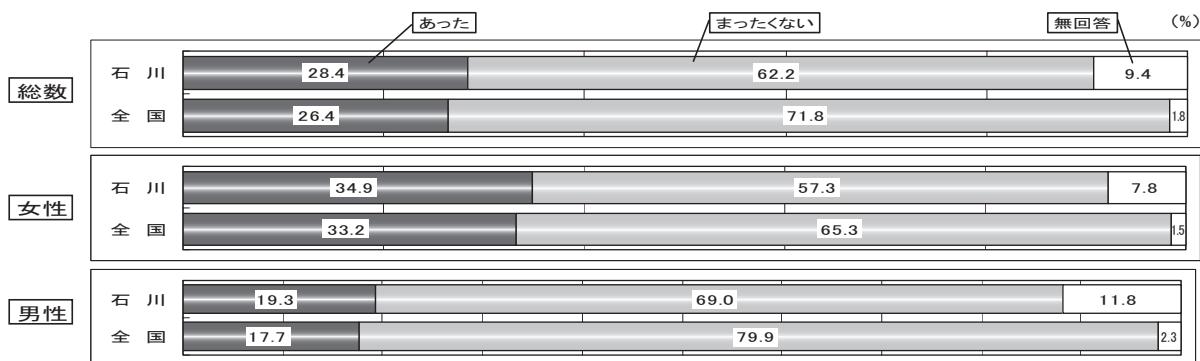
資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

2 配偶者等からの暴力の状況

(1) 配偶者からの被害経験の有無

配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」（「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したもの）と答えた人は、男女ともに全国より若干多くなっている。

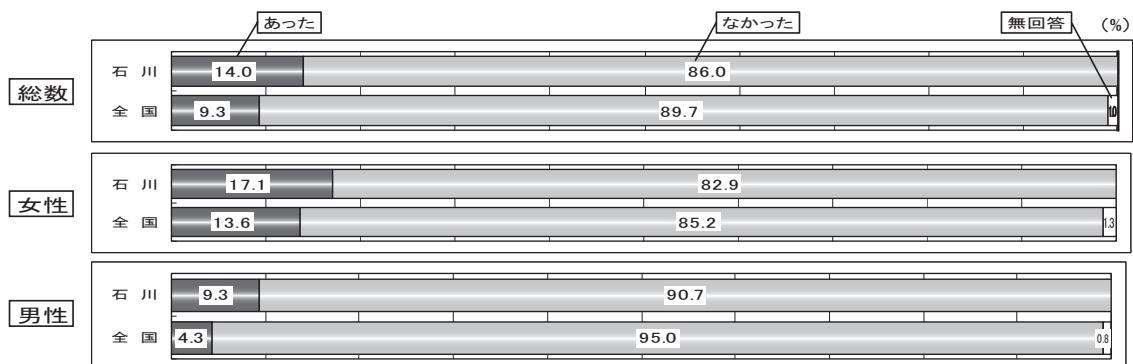
配偶者からの被害経験の有無



(2) 交際相手からの被害経験の有無

交際相手からの被害経験が「あった」（「何度もあった」「1、2度あった」を合計したもの）と答えた人は全国に比べて、女性は3.5%、男性は5.0%多くなっている。

交際相手からの被害経験の有無



(3) 相談機関・関係者の周知状況

配偶者や恋人の間で、相手から暴力を受けたときに相談できる機関や関係者のうち知っているものは、女性は「警察」が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」、「女性センター」の順となっている。男性は「警察」、「市役所、町役場」、「人権擁護委員」の順となっている。

相談機関・関係者の周知度

(%)

	女性	男性
警察	78.1	79.0
石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	35.6	20.1
市役所、町役場	20.5	25.1
福祉事務所、保健所	20.1	16.2
女性センター	23.0	12.1
人権擁護委員	13.4	24.1
こころの健康センター	17.7	10.7
医療関係者	9.4	9.3
民間支援団体	4.4	4.8
その他	1.6	1.8
知っているところはない	9.1	10.3
無回答	3.3	5.9

※ 資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

3 DVに関する相談及び保護件数の推移

配偶者暴力相談支援センター（石川県女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室）に寄せられるDVに関する相談件数は、平成17年度に減少したものの、平成18年度以降、年々増加している。

また、石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は、平成19年度に減少したが、平成20年度以降は再び50件を超えていている。

DV相談及び一時保護の状況

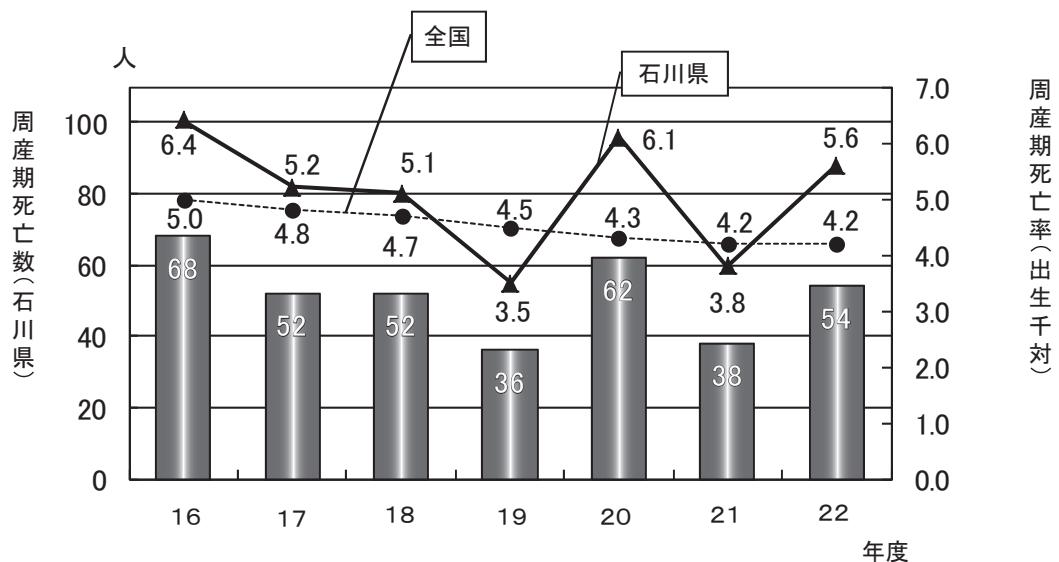
(件)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
相談件数	693	715	683	844	1,079	1,293	1,388	1,475
一時保護件数	41	47	51	57	37	53	58	52

資料：男女共同参画課

4 女性の健康への配慮

女性には妊娠、出産など、生涯を通して健康上配慮すべき点がある。そのため、女性が健康状態に応じて的確に自己管理できるように、健康に関する教育や社会の配慮が必要である。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

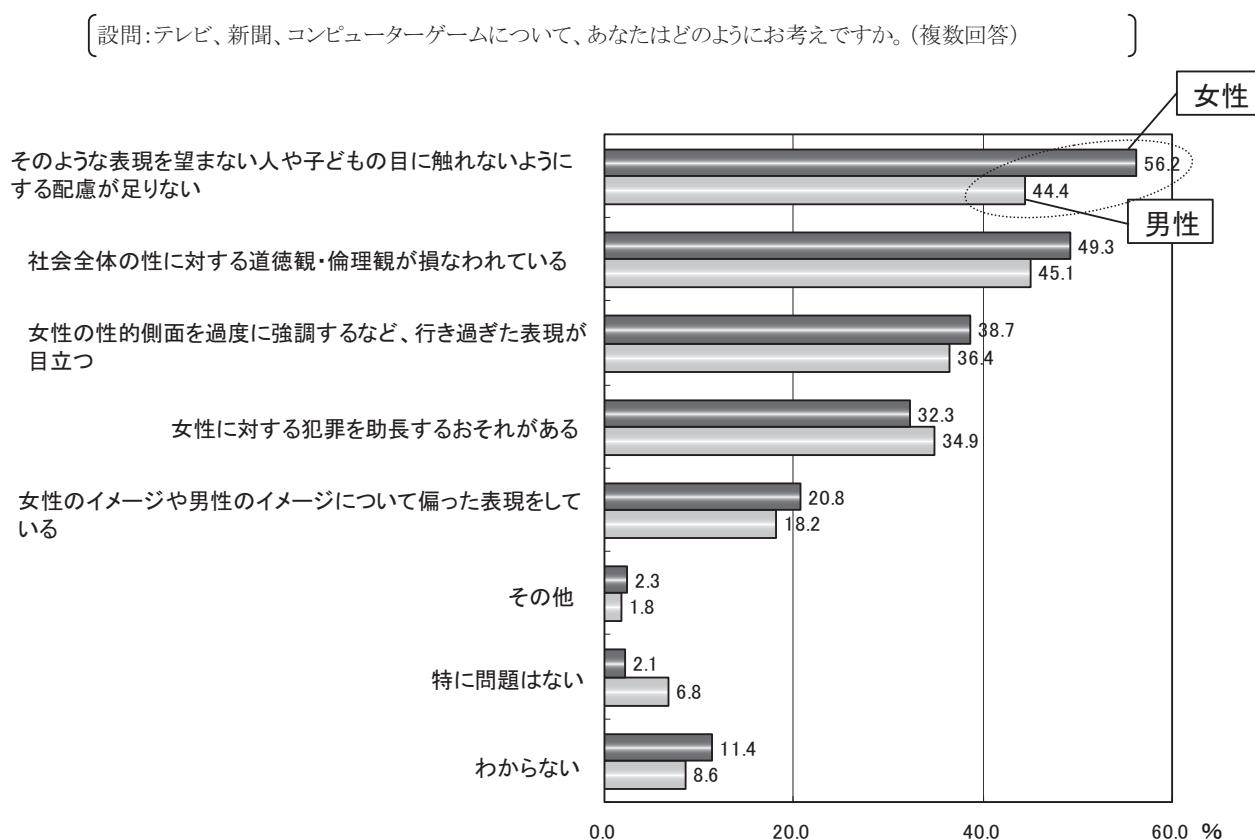
(周産期死亡数は妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の死亡を加えたもの)

5 メディアにおける女性の人権の尊重

メディアにおける性・暴力表現について、女性では「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」がもっとも多く、次いで「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」の順となっている。一方男性では「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」の順となっている。

また「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」は特に男女差が大きく、女性が11.8%多くなっている。

メディアにおける性・暴力表現

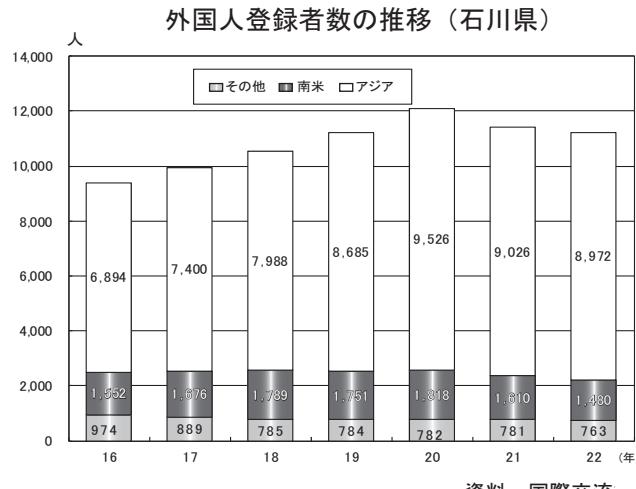


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年度）」（男女共同参画課）

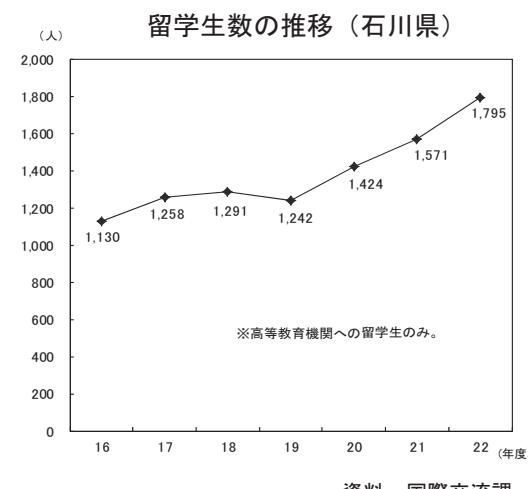
基本目標V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しているため、国際動向の情報収集や国の取組状況の把握に努めるとともに、国際交流の充実を図る中で男女共同参画に関する国際的視点を養うことが重要である。

本県から海外青年協力隊として派遣される人のうち、女性が占める割合はここ数年減少しているが高い水準を保っている。中国江蘇省女性団体との交流は平成10年度より交互に受入・派遣を行っている。

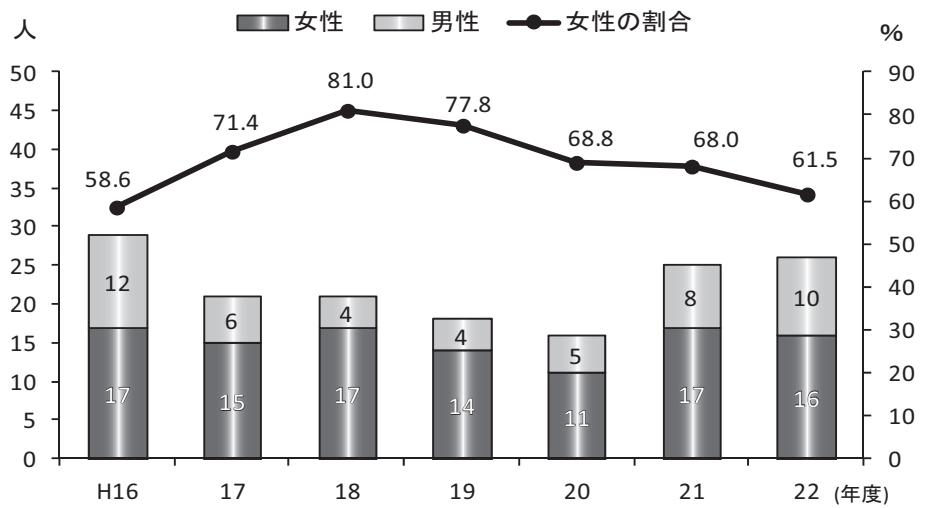


資料：国際交流



資料：国際交流課

青年海外協力隊員の派遣状況（石川県）



資料：国際交流課

中国江蘇省女性団体交流状況(男女共同参画課)

平成22年度	受入	6人	・県内女性団体、県職員、能登地区女性団体との交流会 ・県施設視察 ・知事表敬訪問
平成23年度	派遣	6人	・婦女連合会(江蘇省・南京市・無錫市)との意見交換・交流 ・婦女幹部学校、江蘇省婦人児童活動センター等視察・意見交換会 ・江蘇省人民对外友好協会会长表敬